

◎新潟県告示第756号

海岸法（昭和31年法律第101号）第23条の3第2項の規定により、海岸協力団体を次のとおり指定した。

令和4年6月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 海岸協力団体の名称  
特定非営利活動法人 海レクサポートせいろう
- 2 海岸協力団体の住所及び事務所の所在地  
北蒲原郡聖籠町大字網代浜1612-5